

総務省 消防庁 調査結果- 西日本防災システム

2014 01 20

総務省 消防庁のスプリンクラーに関する調査結果が発表されましたので、お知らせいたします。
全国の**有床診療所**の**94.6%**でスプリンクラーが未設置のようです。
福岡市の有床診療所で昨年10月**10名**のかたが亡くなった火災を受け、消防庁が設置した「有床診療所火災対策検討部会」で、調査結果を公表しました。それによりますと、調査対象となった**7744**の有床診療所のうち、スプリンクラーを設置しているのは**416**か所だったそうです。
消防法上、病院は延べ床面積**3000㎡以下**、診療所は**6,000㎡以下**であればスプリンクラーの設置義務はありません。
調査対象のうち設置義務があるのは**84**施設で、うち**6**か所で設置されていなかったようです。
厚生労働省は、現在設置義務のない有床診療所、有床助産所、病院がスプリンクラーを設置する場合、**1㎡当たり1万7000円**の補助金を出すことを決めています。
今回の調査では、消防計画を届け出なければならない**6073**の有床診療所のうち、**340**か所が届け出していないことも分かったそうです。
また、消火訓練と避難訓練の実施がそれぞれ年2回以上義務付けられていますが、実際に行っていたのは消火訓練が**35.9%**、避難訓練が**37.6%**にとどまっています。
また、検討会では、全国有床診療所連絡協議会の会員調査の結果も報告されたそうです。
スプリンクラーを設置していない有床診療所に、設置が義務化された場合の対応は？、という質問に対し「**設置する**」は**13.6%**、「**補助金等支援があれば設置する**」は**58.3%**だった一方で、「**病床廃止を検討する**」は**25.4%**に上っています。
皆さんはこの調査結果をご覧になって どのようにお考えでしょうか。



西日本防災システム

NISHINIHON BOHSAI SYSTEM Co., Ltd

<http://www.nbs119.co.jp/>



弊社top pageへ

